

令和4年 決算特別委員会 第一分科会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年11月10日(木)
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 危機管理監、危機対策局長、
 危機対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 重要土地規制法について</p> <p>(一) 指定区域の住民対応について</p> <p>高橋はるみ知事、そして鈴木知事の念願でありました土地利用規制法が成立・施行されました。提示された地域の中には、ごく普通の地域の、地方の町の中にあります。</p> <p>突然提示されたことによって住民は驚きを隠せないでしょうけれども指定によって遅滞なく基地の境界から1km範囲の住民や、対象地域に不動産を所有している方への調査が行われることとなります。注視区域に指定されたことや、そのことによって自分たちの何が調査されるのか、何が違法で何が罰せられるのか、対象範囲に住んでいる方は全く判らないというふうに思います。</p> <p>指定区域に関する住民への説明は行われるのか、お聞きをしたいと思います。</p> <p>(二) 説明の主体について</p> <p>道が立法を求めた法案でありますよ。道民の個人情報調査される法案でありますよ。そのことを軽く考えているのではないですか。</p> <p>住民説明会は、少なくともですね、内閣府が責任を持って開催するべきではないですか。そして開催すれば多くの住民から疑問の声が出るはずで、この法律の制定を求めたのは北海道知事である事も明らかにして、説明会には道の関係部局も同席させるべきだというふうに思います。</p> <p>なぜ道が法制定を政府に求めたのか、道は住民に丁寧に説明する絶好の機会として捉えて、行うべきであると思いたいますがいかがでしょうか。</p> <p>市町村から要望があればということですから、逆に言うと元々の声の大きさを説明を求めればそういうふうにしていただけるのか、それも曖昧でわかりませんが、例えば当該の自治体ですね、議会がやっぱりちょっと中身が判らないといえば、道としてそれを受け止めて国の方に伝えていくということになるのかどうか、これらですね、いずれにしても明らかにしていただかないといけないなというふうに思っているわけがございます。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>制度の周知についてであります。本年9月20日に全面施行となった重要土地等調査法の趣旨や区域指定、届出制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされております。</p> <p>現在、内閣府では、ホームページにおきまして「よくある質問」として、法律の趣旨や制度などに係る各種Q&Aを掲示するとともに、コールセンターを設置して住民の皆様からの問い合わせに対応しているところであり、道といたしましてしても、ホームページで国の取り組みについて周知を図っているところであります。</p> <p>また、今後、内閣府から都道府県や市町村に対し、リーフレットの配布など可能な範囲での協力依頼が行われると聞いております。道としても、そうした依頼があった際には、必要な協力を行ってまいります。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>住民の皆様への説明についてでございますが、道では、これまで、道民の皆様のご貴重な財産である水源や森林資源を守り、道民の皆様のご安全・安心な暮らしを確保する危機管理の観点から、防衛関係施設等の周辺に存在する森林に関して、海外資本等による土地取得の動向把握を行ってきたところでありますが、取得目的の詳細な把握などにつきましては、地方自治体独自の取組では限界があることから、道議会でのご議論も踏まえながら、国に対して、安全保障上、重要な施設周辺などの土地取得・利用を規制する関係法令の整備を行うよう要望してきたところであります。</p> <p>重要土地等調査法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされており、道といたしましては、今後、関係市町村などから住民説明会の開催要望などがあった場合には、国と協議し、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 関係住民への説明について</p> <p>北海道に存在する陸上自衛隊は37カ所あります。海上自衛隊が4カ所、航空自衛隊が9カ所、海上保安部が18カ所、合計68施設が点在しております。今後、これらの周辺居住の全ての道民です、個人情報の調査が行われるわけですが、しかしほとんどの道民がこの法律のこともです、対象地域に不動産があれば個人情報が調査されることも知り得ていないというふうに思うわけです。なぜ丁寧な説明を行わないのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>なぜ、今回、指定されたところがですね、ほとんど人の住んでいない無人島であったり離島であったり、北海道もそうですがね、私も初めて聞いた名前のところもありました。</p> <p>ゴメ島だとかイソモシリ島、ハボマイモシリ島だとか今まで私知り得ませんでした。</p> <p>勉強不足でありましたけれども、まずはそういう影響のないようなところから始めていくというのが今回の手続上明らかになったと思っています。</p> <p>まず最初にやるべきは、一番機能が求められる横田基地ですとか、それからまあ沖縄の基地ですとか、さらにはですね、これはもう東京のど真ん中にある自衛隊ですとかですね、防衛省、これが指定されなければならないですけども、まったく興味のないようなところから始めてくること自体にですね、この法律のうさん臭さを感じるというところがあります。</p> <p>防衛省の関連施設の多くは、市街地に所在します。札幌はどうでしょうかね。私はよく判りません。</p> <p>しかし真駒内にも大きな自衛隊の基地があるわけです。函館では、陸自駐屯地、さらには、海自、海上保安庁は、街の真ん中にあります。</p> <p>とりわけ、陸自の駐屯地は、ご存じのとおり競馬場、競輪場、少年刑務所があります。すぐ隣に小学校もあります。</p> <p>本町、杉並町の繁華街、高校もあります。様々なところにある。</p>	<p>(危機対策局長)</p> <p>住民の皆様への説明についてでございますが、重要土地等調査法に係る基本方針において、注視区域又は特別注視区域の指定につきましては、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく、合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があるとされております。</p> <p>このため、国は、まずは、有識者らで構成する土地等利用状況審議会において指定案を審議し、その後、関係地方公共団体に意見聴取を行い、再度、審議会にて審議の上、指定を行うこととされており、注視区域等の指定は、こうした手続きを経て行われるため、現時点では、道内の防衛関係施設や海上保安庁の施設の周辺区域の全てが指定を受けるかどうかは不明であります。</p> <p>なお、法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされており、道といたしましては、国から協力依頼が行われた際には、必要な協力を行うとともに、関係市町村などから住民説明会の開催要望などがあった場合には、国と協議するなど、住民の皆様へ制度の周知が図られるよう適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>海上自衛隊は、ロープウェイのところまで、ロープウェイの駅まで範囲が広がっていく、ドックが入ってくる、そういう状況です。海上保安庁も大門に近いところにあります。そういうようなところにあるわけですね。</p> <p>(四) 調査対象数について ちなみに想定される対象不動産数と調査対象者数をお聞きたいします。</p> <p>(五) 属性調査について 政府は、必要に応じて個人の属性についても調査可能としておりますけれども、その属性には「個人属性」、「社会的属性」が含まれると理解しているのかお聞きします。</p> <p>おかしいです。例えば、土地を取得している方々、その土地の名称、住所、本籍、国籍、生年月日、連絡先及び性別、これらは、登記簿謄本や、さらには役場に行けば、戸籍を調べればすぐに分かるわけで、全く調べられないわけではない。</p> <p>改めて、この法律をつくるという意味合いは、そこに入り出す人、例えば、そこに土地を持っている人が、どんな考え方を持って、そこにある防衛施設に色々な悪さをするかということが、本来この法律をつくる目的だとすれば、当然のことながら属性を知らなければ意味合いがないというふうに思います。</p> <p>前から話になっていますが、マイナンバーカードを見せれば終わりかという話になりますが、そうではないわけであります。</p>	<p>(危機対策課長) 防衛関係施設等の周辺区域の状況についてであります。国は、重要土地等調査法に基づき、注視区域に指定した区域内の土地等について、不動産登記簿を中心として、必要に応じ住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿などの情報を収集し、利用の状況等を把握することとしており、その対象数などにつきましては、この調査を通じて把握されるものと考えております。</p> <p>なお、道では、これまで、海外資本等により取得された森林周辺における防衛関係施設等の有無を独自に把握してきたところであり、これら施設ごとの周辺区域における土地所有者数などにつきましては把握しておりません。</p> <p>(危機対策課長) 土地等利用状況調査の調査項目についてであります。この調査で、国が関係行政機関等に対し提供を求めることができる情報は、重要土地等調査法第7条第1項及び同法施行令第2条の規定に基づき、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、その者の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別と定められております。</p> <p>なお、同法に係る基本方針におきまして、これらの者の思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない旨定められております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 利用者の調査について</p> <p>調査対象物件であるお店や会社の従業員、出入り業者、病院の患者などその家族など、利用される方も全て調査対象となるのか、その可能性についてお聞きしたいと思います。</p> <p>今の中でも、「役員など」というように、「等」や「など」と、これは広がりがどこまで広がるか分からない。</p> <p>「そのことのみを理由として」も、そのことのみというのもまた曖昧な言い方であります。</p> <p>したがって、例えば、役員だけではなくて、そこにいる従業員の方々が、今日はちょっと残業しますと言って、一人になって何かをするかも分かりません。隣接している防衛施設に。</p> <p>そういうことも考えられるから、全てのことを知りたいというのが、今回のこの法律の根底にあるものなのではないですか。</p> <p>そうでなければ、先ほど言ったように、単純に表面上の個人の情報だけであつたら、他の方法でいくらでも分かるわけでありまして。</p> <p>(七) 憲法との整合性について</p> <p>当該の土地や建物の所有、売買、利用の規制に関わる関連法令の整備についても、道は政府に立法を要請しましたがけれども、憲法第29条には、「財産権は、これを侵してはならない」として、その土地を所有し、所有権に基づき自由に利用する事は財産権で保障されておりますけれども、憲法との整合性についてお聞きしたいと思います。</p> <p>【再質問】</p> <p>思想・信条の自由とか表現の自由というのは、これは当たり前のことであります。</p> <p>私が今聞いたのは、「財産権は、これを侵してはならない」ということについてどうなのか聞いたわけですがけれども、直接のお答えがないので、再質問します。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>土地等利用状況調査の対象者についてであります。この調査の対象者は、重要土地等調査法第7条第1項の規定に基づき、注視区域内の土地等の利用者その他の関係者とされており、基本方針におきまして、当該調査は、土地等の利用者について実施し、その調査では実態が必ずしも明らかにならない場合には、その他の関係者についても実施すると定められております。</p> <p>また、その他の関係者は、不動産登記記録上の所有者が法人である場合における当該法人の役員などが例示されており、土地等の利用者の家族や友人・知人につきましては、そのことのみを理由として、対象となることは考えられないとされているところでございます。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>国民の権利との関係についてでございますが、重要土地等調査法に係る基本方針では、法による措置は、注視区域内にある土地等が、重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限のものとなるように実施するものとし、思想、信教、集会、結社、表現などの自由や勤労者の団結権、団体行動権など、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する旨定められております。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>財産権との関係についてでございますが、財産権は、憲法第29条で保障する権利であります。</p> <p>重要土地等調査法に係る基本方針では、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限することのないよう留意する旨、定められております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>財産権はありますよということで、先ほど言ったように、自由に個人の財産を処分したり、利用することが保障されているわけです。</p> <p>しかし、一方でこの法律は、その持っている土地・不動産について、制限をかけて罰則まで科すことができるようになっていっているので、そこ憲法29条との関係はどうなんですかとお聞きしたわけですが、なかなかそこには直接的に答弁をいただけていないわけでありまして。</p> <p>(八) 外国からの投資について</p> <p>今後は外国人の土地・建物所有に関し、制限をする事にもなるということになります。有識者会議においては、「経済活動のグローバル化が進展する中、外国資本などによる国内投資は、リノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会の創出にも寄与するものであり、基本的には我が国の経済の持続的成長に資するものとして歓迎すべきである。」という見解も示しております。</p> <p>中国の資本家に夕張マウントレースイを売却したトップを抱える道は、ニセコなどの例もありますけれども、重要土地周辺の外国資本の展開について歓迎すべきなのかどうなのかお聞きしたいと思っております。</p> <p>土地・建物を持っている方ですが、公の福祉に害するところもあるわけで、必ずしもこうだからといって、そこに限ったわけではないと思っております。</p> <p>(九) 自治体の施設について</p> <p>今後の展開について、内閣のサイバーセキュリティセンターは、重要インフラとして指定されている可能性がある施設として、原発、情報通信、金融、航空・空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の14分野を特定しております。これらの施設の周辺に関わる多くの国民の情報調査に広がる可能性が非常に多いわけでありましてけれども、この中に自治体が所有する施設も当然存在します。</p> <p>指定された場合の道の対応をお聞きしたいと思っております。</p> <p>法律は小さくつくって、大きく育てる。これが政府のやり方でありまして。</p> <p>今、よくおっしゃるように、我が国の防衛環境は非常に厳しい状況にあるということを書いてい</p>	<p>(危機管理監)</p> <p>海外からの投資についてでございますが、国内市場の縮小やグローバルリスクも顕在化する中、道では、変化の激しい世界情勢に機動的かつ柔軟に対応しつつ、海外からの人や技術、資本などの道内各地への新たな流れの創出により、活力ある地域づくりにつなげていくことが重要と認識しているところでございます。</p> <p>重要土地等調査法に係る基本方針では、法の目的は、土地等の不適切な利用を防止することにより、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することであり、土地等の所有者の国籍のみをもって、法に基づく措置を差別的に適用することはしない旨、定められているところでございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>重要施設についてでございますが、重要土地等調査法第2条第2項におきまして、重要施設とは、防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設とされております。このうち生活関連施設につきましては、政令により、原子力関係施設及び空港とされ、さらに空港につきましては、同法に係る基本方針で、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定することとされております。</p> <p>このため、サイバーセキュリティ基本法に基づく国の行動計画に規定する情報通信、金融、政府・行政サービス、医療など14の重要インフラ分野に係る施設につきましては、重要土地等調査法上の生活関連施設に該当する原子力関係施設や自衛隊との共用空港を除き、この法律上の重要施設に該当しないものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>るわけでありますから、これはどんどん、例えば、その危険性が迫ってくれば、今言った重要インフラに拡大されていくということは、これはもう想定ができるというふうに思うわけであります。</p> <p>いずれにいたしましても、この問題については、法律を求めた本人にお聞きしなければならないと思いますので、知事総括をひとつ、よろしく願いしたいと思います。</p>	